

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました

— 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 —



大阪府警察シンボลมスコット
フーくん・ケイちゃん

©2014 大阪府もずやん



大阪府内の特殊詐欺等の被害が 危機的状況!

1日あたり 5,000万円以上

※(税込)
※令和6年中 特殊詐欺、SNS型詐欺の暫定値

被害防止のための対策強化は、次の4項目となります

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながら ATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを
操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

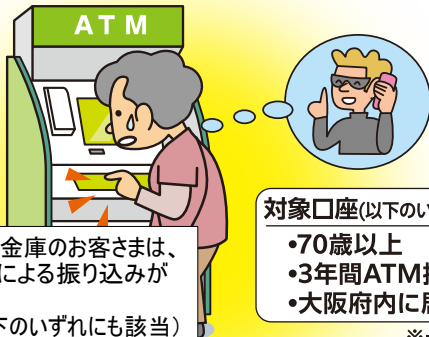
金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれ
認めた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが
1日あたり10万円以下に制限されます



次に該当する当金庫のお客さまは、
キャッシュカードによる振り込みが
できません。

対象口座(以下のいずれにも該当)

- ・70歳以上
- ・1年間ATM振込なし

大阪厚生信用金庫

対象口座(以下のいずれにも該当)

- ・70歳以上
- ・3年間ATM振込なし
- ・大阪府内に居住

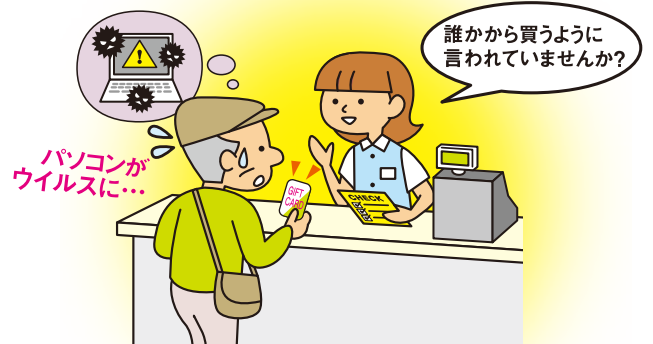
※一部例外あり

令和7年10月1日施行

※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー 販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の
被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

みんなで防ごう! 特殊詐欺! SNS型投資・ロマンス詐欺!

条例改正の詳細は「大阪府・大阪府警察各ウェブサイト」へ

お問い合わせ | 大阪府政策企画部危機管理室治安対策課地域防犯推進グループ TEL:06-6944-6512

大阪府・大阪府警察

高齢者(65歳以上)が



みんなので防バン!
特殊詐欺!

携帯電話で通話しながら ATMを操作すること

禁止

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました
施行日 令和7年8月1日

大阪府・大阪府警察